

西成特区構想プロジェクトチーム設置要綱

(目 的)

第1条 西成区には、全国的に見てもあいりん地域をはじめ生活保護率が非常に高く、また他の区と比べ特に高齢化が進み、子育て層である若い世代が少ないなどの多様な課題が存在する。それらの課題を解決し西成区を活性化させることを目的として、西成特区構想プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 西成区における様々な課題解決や活性化のために、特区構想によって実現できる具体的な施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項。

(組 織)

第3条 プロジェクトチームは、リーダー、サブリーダー及びプロジェクトメンバーをもって組織する。

- 2 リーダーは、西成区長の職にある者をもって充てる。
- 3 サブリーダーは、市民局長の職にある者をもって充てる。
- 4 プロジェクトメンバーは、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(招集等)

第4条 リーダーは、第2条に掲げる事務を総括するとともに、プロジェクトチームの会議を招集し、会議の事務を総理する。

- 2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーが不在の場合は、その職務を代行する。
- 3 リーダーが必要と認めるときは、プロジェクトメンバー以外の者に会議の出席を求めることができる。

(分科会)

第5条 特定の課題についてリーダーが必要と認めるときは、プロジェクトチームに分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、リーダーが指名するプロジェクトメンバーで組織する。
- 3 リーダーが必要と認めるときは、プロジェクトメンバー以外の者に分科会の出席を求めることができる。

(幹 事)

第6条 プロジェクトチームに幹事を置く。

- 2 幹事は、本市職員の中からリーダーが指名する。
- 3 幹事は、プロジェクトチームの所掌事務についてリーダー、サブリーダー及びプロジェクトメンバーを補佐する。
- 4 幹事は、必要に応じて幹事会を行う。

(設置期間)

第7条 プロジェクトチームの設置期間は、設置された日から平成30年3月31日までとする。

(有識者からの意見聴取)

第8条 プロジェクトチームは、所掌事務について、学識経験者等の有識者から意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第9条 プロジェクトチームの庶務は、西成区役所総務課、並びに市民局区政課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関して必要な事項はリーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月15日から施行する。

別表

リーダー	西成区長
サブリーダー	市民局長
プロジェクトメンバー	政策企画室理事
プロジェクトメンバー	情報公開室協働まちづくり室長
プロジェクトメンバー	財政局税務総長
プロジェクトメンバー	契約管財局長
プロジェクトメンバー	計画調整局長
プロジェクトメンバー	健康福祉局長
プロジェクトメンバー	こども青少年局理事
プロジェクトメンバー	ゆとりとみどり振興局長
プロジェクトメンバー	経済局長
プロジェクトメンバー	環境局長
プロジェクトメンバー	都市整備局長
プロジェクトメンバー	建設局長
プロジェクトメンバー	教育長